

受理年月日	
-------	--

登録番号	
------	--

事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

令和 年 月 日	照会者の住所、氏名 (輸入者符号)		(電話番号)	
	代理人の住所、氏名		(電話番号)	
税関長殿				
<p>下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。</p> <p>なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。</p> <p>また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。</p>				
輸入貨物の品名		輸入申告 予定官署		輸入予定 時期
照会の趣旨				
取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり			
非公開期間の要否 (原則公開です。 下記注意事項5参照)	要 ・ 否	非公開期間	() 日	(180日を超えない期間)
非公開理由				
添付資料	事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 ()			

(注意事項)

- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
 - 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
 - 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
 - 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。
 - 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180日を超えない期間内で非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）

<input type="checkbox"/> 輸入者 { 氏名 }		<input type="checkbox"/> 輸出者 { 氏名、国名 }
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者 { 氏名 }		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者 { 氏名、国名 }

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
① 現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
② 加 算 要 素 [同条第1項第1号から5号のもの（①に含まれないものに限る）]	
③ 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの]	
④ 合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付してください。

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	確認欄
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい ・ いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい ・ いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい ・ いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい ・ いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい ・ いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい ・ いいえ

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないので留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	